

令和6年度 第13回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

- ① 日 時 令和7年3月25日(火)
開会 午前9時00分
閉会 午前10時00分
- ② 場 所 春日市役所407会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	安 本 誠 一
委 員	黒 岩 眞 理 子
委 員	宮 崎 泰 三 郎
委 員	足 達 好 子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	金 堂 円 一 郎
教育総務課長	武 末 竜 久
学校教育課長	山 下 江 利
地域教育課長	萩 原 裕 之
教育総務課長補佐	小 嶋 健 朗
教育総務課主任	松 尾 高 志

4 議事の概要

別 紙

午前 9 時00分 開会

【第 1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和 6 年度第13回春日市教育委員会議定例会を始めます。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。宮崎委員を指名いたします。

【第 2 議案】

(1) 第22号議案 春日市地域学校協働本部に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○扇教育長

第22号議案 春日市地域学校協働本部に関する要綱の一部を改正する告示の制定について事務局から説明をお願いします。

○萩原地域教育課長

第 22 号議案 春日市地域学校協働本部に関する要綱の一部を改正する告示の制定について説明いたします。提案理由は、市補助金の交付については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 22 条第 6 号の規定により、市長の職務権限に属する事項となっているため、所要の規定の整備を図るものとなっております。

改正の内容についてですが、まず、現行の第 10 条と第 11 条を削除する改正となります。それに伴いまして、第 12 条以降の条番号が 2 つずつ繰り上がる改正内容となっております。削除する理由としましては、提案理由で申し上げた通り、補助金の交付に関することは、市長の職務権限となっておりますので、本来であれば、教育委員会の要綱上にうたってはならなかったというものになります。

法律第 22 条第 6 号の規定の条文は、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること、これは市長の権限というふうに定められておりますので、補助金の交付というのも、予算の執行というものに該当することとなります。

なお今回削除する第 10 条と第 11 条の内容につきましては、同じレベルのものを別に内部事務処理基準として定める形となっております。

説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明がありました議案について審議をいたします。

第 22 号議案春日市地域学校協働本部に関する要綱の一部を改正する告示を制定について、ただいまより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。

よって第 22 号議案春日市地域学校協働本部に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第 23 号議案 社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○扇教育長

次に第 23 号議案、社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○萩原地域教育課長

第 23 号議案、社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定についてです。

提案理由としましては、社会教育関係団体の登録の継続に係る申請書等の提出期限について円滑な登録事務の執行を図るため、改正するものとなっております。

改正の内容については、現行の第 3 条において、社会教育関係団体の登録の継続をする場合には、書類を毎年 4 月末日までに提出しなければならないとなっております。

ところが実際の事務処理においては、例年それよりも前にご提出いただいております。

実務の方が早くなっている理由としましては、この次の第 4 条の規定で、第 3 条の申請があったときは、社会教育委員の意見を聞いて、当該申請を審査のうえ、登録の可否について決定するという規定がございます。

ですので、例年、年度の一番初めの 4 月に開催されます社会教育委員会会議の中で審議をいただいておりますので、それに間に合うよう遅くとも 4 月中旬には提出いただいているというのが実際の事務処理となっております。

今回、実務の動きの方に規定を合わせる形をとらせていただきたいと考えておりまして、現在 4 月末になっているものを、委員会が指定するというふうに改正するものでございます。

説明は以上です。

○安本教育委員

たとえば私が春日市民だとすると、委員会が指定する日というのはいつなのかと思います。例年、遅くとも 4 月の中旬までに出していただくならば 3 月末日などの日付にしておけば、準備はしやすいのでは。

○萩原地域教育課長

たしかに、よりわかりやくするためには、日付を明記した方がいいですが、今回、社会教育関係団体は、すでに登録されておられる皆さんで、その方たちに対しては手引きや通知文でいついつまでに提出してくださいということを記載しています。該当する方々にはお伝えできる体制ができております。

○安本教育委員

毎年変わることもありますか。10 日までや 15 日までなど。

○萩原地域教育課長

はい。社会教育委員会議の日程によって、若干変わります。

○安本教育委員

ここで言う委員会というのは、社会教育委員会ですか。

○萩原地域教育課長

教育委員会です。

○安本教育委員

既存のところには通知がいくのでしょうけど、新規で何か立ち上げたいとなるとわかりにくいのかなと思います。

○萩原地域教育課長

この規定が継続する場合のものになっております。

新規の方は、随時、直近の社会教育委員の会議に諮る形になります。

○扇教育長

それでは、第 23 号議案、社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、ただいまより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。

よって第 23 号議案、社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第 24 号議案 社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○扇教育長

次に第 24 号議案、春日市立学校における医療的ケア実施要綱の制定について事務局から説明をお願いします。

○山下学校教育課長

第 24 号議案、春日市立学校における医療的ケア実施要綱の制定についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、看護師を配置し、医療的ケアが必要な児童生徒に対しケアを実施することで、児童生徒の健康管理及び安全な学習環境を整備するため、要綱を制定する必要があるところが、議案を提出する理由でございます。

現在、令和7年度当初予算において、医療的ケア児看護業務委託料を予算計上しております。

この実施にあたり要綱を制定するものです。

要綱の内容は、第6条の利用の申請から第7条の実施の決定、第9条の実施計画書の作成など、医療的ケアを実施するにあたっての必要事項を明記しております。

また、申請書類などの様式、必要書類についてを定めております。

実態としては、令和7年度におきまして、現在3名の方が利用に向けての調整を行っている段階でございます。

第24号議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明がありました議案について審議をいたします。

質疑はございますでしょうか。

○安本教育委員

量が非常に多いですが、元のたたき台のようなものは何かありますか。

○山下学校教育課長

作成するにあたって、先行して実施している自治体がありますので、そちらを参考にして作成しました。

どういった医療的ケアがあるかということですが、様式は、申請書類と主治医意見書をご覧ください。

必要な医療的ケアの内容は、経管栄養や、吸引、痰など気管から吸引したりするとか、酸素投与をしなければいけないとか、排尿する際に管を通す、また現在春日市で一番多いのが、1型糖尿病によるインシュリン注射です。

ここで言う学校で行う医療的ケアは、もともと医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づいて実施しているもので、学校の人員配置や施設設備などの状況から、安全な提供が可能であると判断された医療的ケアというふうに規定されております。それにつきましては、様式にもあります通り主治医からの、細かな指示書等に基づいて、安全に学校生活が実施できるのかという点も含めて、審査をした結果、学校で医療的ケアができるのか判断するというふうになってくると思います。

○安本教育委員

ちなみに、この筑紫地区でもう医療的ケア児を受け入れている実態というのは。

○山下学校教育課長

確認しておりません。

○安本教育委員

春日市は来年度、間違いなく3名。

○山下学校教育課長

はい。例年は春日市も令和5年度から予算確保はしていたんですけれども、実際利用される方がいらっしゃらなくて、本来であればもう少し先に実施要綱を設定しておくべきだったと思うんですが今の時期にずれ込みました。

○安本教育委員

これは保護者へはどういうふうに展開してあるのですか、皆さん知っていますか。

○山下学校教育課長

まず医療的ケアが必要なお子様は、就学時健診等で、必要なときに情報が入ってくる。

プラス、幼稚園、保育園からの情報で、必要な情報はいただきますので、そこは個別に周知し全体的に保護者の方に周知というのは考えておりません。

○安本教育委員

わかりました。

○金堂教育部長

医療的ケア児の情報についてはいきなり教育委員会に情報が入るわけではなくて、就学前後の段階からの連携の視点で、こども未来課であったりとか、子育て支援課から事前に今の状況、たとえば就学前に手術をして、もうそういった措置が必要でないというふうな情報などを適宜いただきながら準備を、いきなり来られると対応が難しいのでそこは連携の中で情報を吸い上げて対応しております。

○安本教育委員

3名の予定というのは小学生ですか。

○山下学校教育課長

現在調整中の3名はすべて小学生です。

新1年生が1名、2年生と3年生、1型糖尿病のインシュリン注射につきましては、成長とともに、自分で投与できるようになれるケースが多いので、大体高学年になるともう自分で投与できますというケースになるようです。

中学校になってからは、そう無いように聞いております。

○安本教育委員

2年生3年生のお子さんは、1年生のときどこかの学校にいらっしゃったんですよね。

○山下学校教育課長

昨年度は、協議した結果、家族で対応します、ですとか、あとは、3回注射を打つところを2回で対応するので措置は必要ありませんということだったのですが、今回改めて調整している段階で、利用しようかなという話になっています。

○安本教育委員

それと、第5条にですね、事業はこの要綱に定めるものの他と書いてあるが、その他というのはどういうものを想定していて、委員会は別に定めるガイドラインを作成されてるのか。

○山下学校教育課長

ガイドラインを作っておりまして、要綱と言うと硬い感じになり、わかりにくいと思いますので、もう少しかみ砕いた形のガイドラインを作っております。

利用される方々がフローチャート等でわかりやすく指し示したものを作っております。

保護者の方には、今後、医師の意見書も必要になってきますので、実施するにあたってはどのような体制が必要かっていうのはわかりやすく作っております。

○安本教育委員

そういうものが、教育現場、小学校、中学校の先生たちに周知されている。

○山下学校教育課長

はい。事例として上がって来るときに、利用にあたっては担任の先生や校長先生も一緒に、学校現場で行う医療的行為になりますので、そのときにこれを指し示しながらという形です。

○金堂教育部長

先ほどの筑紫地区他団体の状況、春日市は今のところ1型糖尿病なんですけど、筑紫野市さんは、導尿、小学校1年生と2年生の肢体不自由児の特別支援学級の中での導尿のサポートをされています。

ただ色々なケースがあり、肢体不自由であれば、エレベーターなどの設置も必要になってきたりするので、事前の情報というのは、体制を組む時間が必要になってきますので、適宜対応しているところです。こういったケースについては法律として国会で成立し、義務的な位置付けにあって、これを行っていく姿勢であります。

○扇教育長

第24号議案、春日市立学校における医療的ケア実施要綱の制定についてただいまより、採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成でございます。

よって、第24号議案、春日市市立学校における医療的ケア実施要綱の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(4) 第25号議案 春日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

つぎに、第 25 号議案、春日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○武末教育総務課長

第 25 号議案、春日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてです。提案理由は主任指導主事の職の設置を行うため今回制定するものです。

新旧対照表がありますが、今回新たに設置する主任指導主事の職を、第 2 条の (7) に入れて、以下、1 号ずつ繰り下げていくということになります。

指導主事の職につきましては、従来主幹教諭の職にあるものを充てておりましたが、このたび教頭職のものが、市教育委員会に配置されることとなりましたので、相当する職員を設置するものです。説明については以上です。

○安本教育委員

教頭職に相当するとは、学校教育に関する専門的事項の管理運営のような職ですか。

○武末教育総務課長

そういうところも含めて指導主事が 2 人になり、特命的なことを事前にやるという形で整理しております。

○安本教育委員

具体的に特命的なものというのは想像できなくて、それは教育長の特命事項、どういうものを想定されていますか。必要ですか。先生たちの負担が。

○扇教育長

普通の職、他市の例でいきますとですね、資料等いろいろあるんですけど、理事を設置してるところもある、あと、筑紫野市さんも、いわゆる教頭職の指導主事という形でリーダーシップを発揮してもらおうという形で行っています。

春日市の場合は、一昨年まで 1 人しかおいていませんでしたので、今回から 2 人体制、たまたまこの人と言う人物が春日市におりましたので、来てもらおうと。

ただもう教頭候補になるということで、では教頭候補で来てもらおうと、いう形で、こちらの条件整備をするものです。

○安本教育委員

この職というのは、若い先生方の指導に当たるというような職なんですか。

○扇教育長

はい。

○武末教育総務課長

若い先生の指導というのは新任の教師が入ってくればその指導担当の先生がつくという形です。学校運営全体に関しての指導は、教育委員会に来てもらって教育委

員会の職員として、学校に関する運営指導、児童生徒の対応とか全般的に見てもらおう。そういった中で、教育長の意見を聞いて、学校側に伝えるというものです。

○扇教育長

それでは、第 25 号議案、春日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてただいまより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成でございます。

よって第 25 号議案、春日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(5) 第 26 号議案 令和 7 年度県費負担教職員の人事異動に関する内申について

つぎに第 26 号議案、令和 7 年度県費負担教職員の人事異動に関する内申についてでございますが、この議案は、内容上、人事に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第 4 条の規定に基づき、非公開としたいと思います。

それでは、第26号議案は後ほど審議したいと思います。

【3 報告事項】

つぎに報告事項です。

○宮崎教育委員

来年度から福岡市と大野城市も給食を無償化するというような話が出ていますけれど、春日市はどうするのか。何か協議されていますか。

○金堂教育部長

福岡市と大野城市が来年の 10 月じゃないかという話は、当然私ども注視する案件ではありますけども、今回に限らず、従前から市長事務局とは議論はしているところですけど、春日市も子どもたちが、延べで約 1 万 1000 人、そうなると、毎年経常的な給食費で保護者が負担している所、いわゆる食材費相当が出て 6 億超えます。私の記憶で 6 億 4000 万ぐらい。

それに伴って、各給食に対応する施設の改修面を入れるとそれを上回る金額となります。

いずれにしても、6 億数千万の経費を毎年恒常的に確保できるかというのが結局は究極の課題になっていまして。

大野城市さんはふるさと納税が顕著になってきている。福岡市さんもそうです。もしくは、市税の税収が上がっているという側面から、財源の裏付けができたというところなんですけど、

春日市は逆にふるさと納税で埋没しているような状況で、市税が流出するケースの方が顕著になってきています。

したがってその財源の裏付けっていうのがなかなか難しい状況なので、小中学校の給食費は義務教育にかかるので、国からの何らかの、補填がないとちょっと今の現状から、もし単独でという気持ちはあるんですけども、ない袖は振れないというのが現状と。そのあたりの国の動きを注視しながら、そうなれば対応していかなければならないものと考えておりますので、それに向けて準備の方は、遺漏なく行っているところです。

○扇教育長

よろしいでしょうか。

○宮崎教育委員

はい。

○扇教育長

それでは次に教育委員報告です。

○安本教育委員

卒業式に出席してきました。南中と天神山小学校で、南中学校は体育館に入れな
いお子さんが数名いるということで、二部制をとられて、一部のときには、ネット
を使って、他の部屋で見せるとか対応されていて、非常に喜ばしかったなど。

あと、天神山小学校の子供たち卒業生を見てると1つ気がついたのは、眼鏡をか
けてる子が減っているような気がしたんですよ、コンタクトを小学生入れるのかな
と思ってですね。

先生が目の運動とか、やってるかわかりませんが。

校長先生に聞いてないので主観ですけど去年一昨年と比べると眼鏡が少ないと感
じました。

もし目の運動、と先生がやっている小学校などで成果が出れば、ですね。以上で
す。

○黒岩教育委員

日の出小学校の卒業式に出ましたが、証書をもらう間に音楽を流しますよね。あ
れが福岡女学院の学生2人と、ピアノは先生だと思うんですけど生演奏だったんで
す。すごいなと思って。バイオリンとフルートだったと思うんですが、話を聞いた
ら、女学院に打診をしたら、すごくいい機会だからって言って、卒業生ではないけ
れども、それなりの力量のある子を経験としてということで、連携がありますよ
ね、大学と。そういうのいいなあと思いました。

○扇教育長

ありがとうございました。

それでは、次は事務局報告に移ります。

令和6年度春日市一般会計補正予算3月補正、教育関連について事務局から報告
をお願いいたします。

ア 令和6年度春日市一般会計補正予算（3月補正：教育費関連）について

○武末教育総務課長

令和 6 年度春日市一般会計補正予算案集計表をご覧ください。

1 月 21 日に開催しました教育委員会議において説明しておりました、歳入歳出の補正予算案件について、3 月議会において可決されていますので、ご報告いたします。

主な変更内容は、学校施設環境改善交付金の増額になりますが、2 月 27 日付で、文部科学省から令和 6 年度補正予算の交付決定がなされたことから、当該事業を前倒しして、7 年度に繰り越すことになりましたので歳入予算が増加しています。

対象は、春日東中学校の運動場の改築工事と、春日中学校の大規模改修工事です。

歳出予算では、春日南小学校増築工事です。

前回の教育会議の場では、前回の協議会で説明した以降も予算の精査をずっと続けておりましたので、その結果、変更となったものです。

次に、先ほど歳入で説明しました春日東中学校の体育館の工事と春日中学校の大規模改修工事に係る歳出の部分です。

繰越明許費になりますが、春日南小学校の増築工事については、先ほどの予算額の精査により減額金額が変更となっています。

委託料工事費につきましては、国の補助金が令和 6 年度で措置されたため、市においても令和 6 年度で予算の補正措置をして翌年に繰り越すものです。

これも春日中学校の大規模改修工事と、春日東中学校の体育館の工事の部分です。

説明については以上です。

○扇教育長

報告されました件についてご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

つぎに、春日市議会 3 月議会における一般質問について事務局から報告をお願いいたします。

イ 春日市議会（3 月議会）における一般質問について

○武末教育総務課長

春日市議会 3 月議会における一般質問ですが、5 人の市議会議員から 5 項目の質問を受けております。質問及び回答の内容につきましては、資料掲載の通りでございますので、後程ご確認ください。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま報告されました件について、ご質問等があればお願いいたします。

初めて香害といいますか、香りの害のご質問が初めて出ました。給食のエプロン、ご家庭の柔軟剤など、気になる子もいるんじゃないか。実際はどうなんですか。

○金堂教育部長

そういう申請があったということはなかったですね。

○山下学校教育課長

学校の指導主事の先生に聞きましたら、エプロンの件で言いますと、香りに敏感な子とかがいらっしゃって、苦情じゃないんですけれども、どう対応したらいいかって話はちらほらある。そういうときは、自分のエプロンを持ってきていいですよとか、あと学校が予備で持ってるエプロン、柔軟剤とか使っていないので、それを貸すとかいう対応はしてますということで、ゼロではないようです、学校現場において。

○扇教育長

教育支援センターにありましたときに、床のワックスの匂いが駄目ということで大野城市とか太宰府市の小・中学校を転々と転校している子が行き着いた場所が教育支援センターで、そこで2ヶ月ほど在籍されていました。中学3年生です。そのあとお母さんが探されたら、福岡市の中学校に、子どもが駄目なワックスを使われてない学校が1つあったということで、そこに転校された。実際そういう子はいると思います。今後課題になる可能性はあると思います。

それでは次に、2の令和6年度第6回社会教育委員の会議について事務局から報告をお願いいたします。

ウ 令和6年度 第6回社会教育委員の会議について

○萩原地域教育課長

令和6年度第6回社会教育委員の会議の報告でございます。令和6年度最後の会です。

日時が令和7年2月20日木曜日午後7時から午後7時30分まで、場所は4階407号で行っております。

議題については記載の通り、3つ。これについて、会議を行っております。報告は以上です。

【第4 調整事項】

(1) 4月定例教育委員会議の日程について

令和7年4月18日（金） 午前9時 決定

(2) 5月教育委員懇談会の日程について

令和7年5月23日（金） 午前9時 決定

(3) 4月教育委員懇談会の日程について

令和7年4月18日（金） 午前10時 決定

(4) 5月教育委員懇談会の日程について

令和7年5月23日（金） 午前10時 決定

○扇教育長

それでは、先ほどの第 26 号議案、令和 7 年度県費負担教職員の人事異動に関する内申について、非公開で審議いたしますので、よろしくお願いいたします。

- ・審議の結果、第 26 号議案は全員賛成により可決。

以上で本日の議事のすべてを終了いたしました。

本日の教育委員会はこれにて閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 10 時 00 分 閉会